

平成 31 年第 1 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 31 年 2 月 15 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 31 年第 1 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 31 年 2 月 15 日（金曜日）午後 2 時 47 分開会

議事日程

平成 31 年 2 月 15 日（金曜日）午後 2 時 47 分開会

- 日程第 1 議席の指定
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 副議長の選挙
 - 日程第 5 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第 6 議案第 1 号ないし議案第 3 号
 - 日程第 7 平成 31 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6 議案第 1 号ないし議案第 3 号
- 日程第 7 平成 31 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

追加日程第 1 閉会中継続調査の申し出について

出席議員 15 名

1 番	新 田 茜 君	9 番	小 倉 博 君
2 番	大和田 寛 樹 君	10 番	宮 嶋 謙 君
3 番	石 橋 保 卓 君	11 番	櫻 井 繁 行 君
4 番	大 槻 勝 男 君	12 番	鈴 木 俊 一 君
5 番	関 口 忠 男 君	13 番	笹 目 雄 一 君
6 番	岡 野 孝 男 君	14 番	市 村 文 男 君
7 番	高 野 要 君	15 番	篠 塚 昌 毅 君
8 番	櫻 井 健 一 君		

欠席議員 1 名

16 番 荒 井 武 君

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会 計 管 理 者	横 田 克 明 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事 務 局 長	遠 藤 正 志 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	庶 務 課 長	田 辺 武 弘 君

副 管 理 者 根 本 博 文 君 | 所 長 三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

係 長 古 渡 正 好 君 | 主 幹 金 子 桂 子 君

平成 31 年 2 月 15 日（金曜日）

午後 2 時 47 分開会

○議長（関口忠男君） ただいまの出席議員数は 14 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 31 年第 1 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、かすみがうら市において、任期満了に伴う議会議員選挙が行われ、平成 31 年 2 月 4 日開催のかすみがうら市議会臨時会で、次の方々が本組合議会議員に選出されましたので、ご報告いたします。

櫻井健一君、小倉博君、宮嶋謙君、櫻井繁行君、以上でございます。

新たに組合議会議員となられました方々の議席は、ただいまご着席の議席をもって、仮議席といたします。

次に、監査委員から、平成 30 年 11 月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	横 田 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	遠 藤 君
副 管 理 者	坪 井 君	庶 務 課 長	田 辺 君
副 管 理 者	根 本 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 議席の指定

○議長（関口忠男君） 日程第1, 議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

8番 櫻井健一君

10番 宮嶋謙君

9番 小倉博君

11番 櫻井繁行君

以上であります。

日程第2 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

2番 大和田寛樹君

3番 石橋保卓君

の両名を指名いたします。

日程第4 副議長の選挙

○議長（関口忠男君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

本件は、副議長が欠員となっているため、組合規約第7条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

副議長に、櫻井繁行君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました櫻井繁行君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

櫻井繁行君が議長におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知い

たします。

櫻井繁行君からご挨拶をお願いいたします。

○副議長（櫻井繁行君） 皆さま改めましてこんにちは。かすみがうら市議会から推薦されて出ることになりました櫻井繁行と申します。この度は副議長という職を務めさせていただきます。しっかりとあの関口議長をですねサポートしながら、円滑な議会運営、微力ですがしっかりと支えさせていただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員会委員が1名が欠員となっているため、組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、宮嶋謙君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました宮嶋謙君を、議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 議案第1号ないし議案第3号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、議案第1号・平成31年度湖北環境衛生組合一般会計予算、ないし議案第3号・湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例を制定することについてを一括として議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、今泉君。

〔大槻勝男君着席・出席議員15名〕

○管理者（今泉文彦君） 平成31年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、議案の説明に先立ち、平成31年度の組合運営に関する所信の一端を述べさせていただきます。

さて、今年は平成としては最後の年となり、5月から改元により新たな時代を迎えることとなります。従いまして、組合にとりましても今年を、組織としての在り方や施設の運営に関し、中長期的な展望に基づいた協議や検討を行う節目の年として捉えて参りたいと考えております。

平成31年度の予算編成にあたりましては、設備機器類の老朽化に対する予防保全と安定し

た施設管理を図ると共に、無駄を省いた効率的な施設運営に取り組んで参ります。

また、日々の事務執行においては、職員一人一人が法令遵守の自覚を持ち、適切で公正公平な事務処理を行う所存であります。

また、議会、議員各位の皆様のご理解、ご協力の下、安全で適正な施設運営ができますことを、改めて感謝申し上げ、今後も皆様に信頼される組織運営を目指して参ります。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・平成31年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、461,129,000円といたすものでございます。前年度より183,044,000円の減（-28.4%）でございます。

歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金444,120,000円・前年度比182,950,000円の減（-29.2%）、使用料及び手数料6,983,000円・前年度比146,000円の増（2.1%）、繰越金10,000,000円・前年度と同額でございます。諸収入26,000円・前年度比240,000円の減（-90.2%）でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,551,000円・前年度比2,000円の増（0.1%）、総務費30,522,000円・前年度比511,000円の増（1.7%）、衛生費391,378,000円・前年度比19,425,000円の減（-4.7%）、公債費36,378,000円・前年度比164,132,000円の減（-81.9%）、なお、この大幅な減額は、汚泥再生処理センター建設に係る財政融資基金の17年にわたる償還が終了するためでございます。予備費1,300,000円・前年度と同額といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の2千万円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、議案第2号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について。

本件は、今般、法面の整備工事実施設計において、敷設後の防草シートのより一層の安定のため基盤の強化が必要となったことから、年度内完成ができなくなったため当該予算の繰り越しをするものでございます。

次に、議案第3号・湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本件は、予算科目の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

以上が、提案をいたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

7番、高野要君。

○7番(高野要君) 7番高野要でございます。ちょっと風邪声なんですけど、インフルエンザでないということを確認しましてですね、今日来させていただきました。それではですね、2点ほど質問させていただきます。

私はですね、何回前になるかは分かりませんが、管理者にですね、地元の環境整備それについてですね、お伺いをいたしました。しかしながら、管理者の考えは迷惑料をですね、迷惑料を環境整備費として支払われたわけでございますけども、その中に含まれている、というようなことをですね、断言したような形の中で話されております。その後地元の人たちにも相談を受け、それは全く別だよ、あれだけ会議もしたじゃないかというようなことをお伺いしましてですね、私も職員の方に何とかちょっと調べてくれないか、というようなことをお話し上げました。そして、職員の人から返ってきた答えはですね、高野さんあれは別ですよというようなことを言われましてですね、まあ私たちが記憶していたこと、約束してたことは間違いではなかったというような認識をおりましてですね、今日まあ市長さんに聞いてくださいよというようなことでね、傍聴者もおりますけど、これあの、含まれていると含まれてないとはですね、大きな問題なんです。迷惑料というのは、まあここに副管理者の島田市長さんもおられますけども、自由に使ってください、というようなことでね、いただいたものであって、私もまあ関わっておりましたのでよく存じております。ですから、やはりみなさんの記憶どおり、これは別なやはり事業である、というようなことがですね、はっきり分かったわけでありまして、まあ先日の今泉市長のご答弁においては、はい、入っております、というような形の中でお話をいただきました。まあここでね、私が述べても急に違いますとかね、まあ調べたりなんかするんでしょから、時間はあると思いますけど、入っていないということをね、断言した、それはどのような形の中でね、お話ししたのか。やはりそういったことをきちっとね調べてみますとか、色んな形の中でお話をいただければ皆さんもいいんですが、そこで断言しておりますので、何を根拠に断言したのかね、そこをお伺いしたいと思っております。

それとですね、まあもう1つ、今草刈りですか、業務委託の問題で裁判等がですね、いくつも起こっております。私はですね根本的に色んなことをまあ、人に聞いたり、自分でも調査したりしてきました。しかしながら、私が1番こういうもめごとが起きている原点、これは何かと言いますと、やはり管理者の認識不足ではないかと、そのような見解を自分で得ましたので、今日は質問をさせていただくわけでございます。

そのプラントの建設にあたりましては、この地域の同意書、それが絶対的なものであると。この地域の同意書をいただかないと厚生省等の補助金も出ない。そういったことで、この所長はじめ事務局長はですね、何度も何度も通いましてね、まあ日にちが、あと1週間ぐらいでもう申請が、日にちが終わってダメなんだ、終わるとは言わなかったですけど間に合わないんです。そういったことの中で地域はですね、まあ泣く泣くといいですか、よそへ持ってい

く所がない、それであればまあ仕方ないだろうというようなことでね、まあ同意書をあげたわけでありまして。ですからよく考えていただくと、この地域の小さな集落の判子1つ、これがあつたために、ここらでですね大きなそこに財源が生まれ、この処理場が出来てるわけでございます。しかしながら、草刈りとそんな50万、100万の問題で、本来はこんなものは管理者が専決処分でいくらでも出来たわけでありまして。しかしそんなことをしない。逆に言えば地元の人は何でこんなに弾圧かけられるんだ、協力してるのに。いうことでね、私も原点に戻って考えてみましたので、この同意書の重さですね、これをね、どのような見解で考えているのか、各管理者に私はお伺いしたい。そして地元行って私も話をしなくちゃいけないもんですから。判子だけもらっちゃえばいいんだと、後はこっちの勝手だと。迷惑施設。産業廃棄物法に、廃棄物法ですか、ありますけども、地域に対しては特段の配慮をする必要性があるというようなね、文言が謳われております。ですが今のような状況の中ではそんなことはない。ですから各管理者にですね、お伺いしたいんです。この同意書というのはこの地区に対してどういう気持ちでもらったのか。私はこれが原点である、いうふうに思いますので、ご見解を賜りたいと思います。

○議長（関口忠男君） 遠藤局長。

○事務局長（遠藤正志君） 私から最初にプラント建設に対しまして、地元の環境整備についてお答えをいたします。地元周辺地域の方からは、プラント建設の前後からのおいの問題や周辺道路の整備等、いくつかの要望をいただいております。当組合といたしましても、施設周辺の環境整備は大変重要と認識しております。

今までの主な取り組みといたしましては、施設東側に隣接する道路、石岡市道でございますが、ここの利用者の利便性を図るため、石岡市との協議を行い、組合として拡幅の上、道路幅を拡幅の上、舗装工事を行うとともに、組合の土地側にすれ違いのための待避所を2か所設けてございます。

また、旧施設跡地は、公園として整備を行い、現在も広く開放させていただいておる所でございます。

併せて、施設からの排水やにおいなどに関しましても、継続的、定期的に調査などを実施をいたしまして、その数値などの情報については公開をしております。今後に置きましても、地元へ配慮した環境整備により一層取り組んで参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 文書の答えは。事務局長、遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） 申し訳ございませんでした。次にプラント建設時の地元同意について、お答えをさせていただきます。当クリーンセンター建設に際しましては、地元及び隣接地区の方々と建設への同意といたしまして、平成13年8月31日に。

○7番（高野要君） はい、議長。質問書に答弁者は管理者ということでお願いがござい

ます。

○議長（関口忠男君） ええ。この次やりますので。

○事務局長（遠藤正志君） それぞれ同意書を交わしております。また、クリーンセンター建設にあたっては、先程ご答弁申し上げましたが、同意書を交わす以前より地元から何点か要望をいただいております。

例えば1つといたしまして、におい対策でございます。これはいくつかの対策を講じてございます。まず、悪臭防止法に準じまして、風向きに応じた敷地境界点2か所のにおいを毎月、また、煙突からの排煙のにおいを年に2回機械測定を行いまして、数値を出してございます。それらの測定の結果といたしましては、測定開始以来、すなわち施設開設以降、環境基準値以下となっております。

しかし、施設周辺地区では、季節や場所によりおうとの連絡や苦情が寄せられております。従いまして、機械による数値測定と併せまして、施設周辺概ね1kmから2km位になるかと思いますが、この13か所につきまして、職員の嗅覚による測定を毎月実施した上で、苦情や問い合わせがあった際には、職員が現場へ出向き、お話をお伺いをしたり、実際のにおいの確認を行うというような対応も行っております。

また、においの一因となる汚泥の焼却については、燃焼温度の調整や施設周辺の風量、風速に応じたきめ細かい運転調整などを行いながら、特ににおいの問い合わせの多い冬の期間、地域の方からの要望等も踏まえまして、焼却時間を日中から夜間へと変更しております。

次に、施設内での処理水対策ですが、施設からの放流水と放流先の河川水の水質調査を毎月実施した上で、この測定結果については、周辺3地区の区長さんへ報告をさせていただいております。

また、先程もご答弁申し上げましたが、旧施設用地の公園につきましても、環境整備の一環といたしまして維持管理に努めております。今後も引き続き環境の整備、維持に尽力すると共に、地元の皆様のご意見や要望を真摯に受け止め、対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 高野議員のご質問にお答えしたいと思います。今遠藤局長が申し上げた通りで、環境整備については、最新の注意を払い、地元を配慮した環境整備を行っている所です。臭気対策あるいは放流水の対策、またその他の環境整備等に関して、地元の方々の声に耳を傾けながら、良好な生活環境保全のため日々そういった最新の注意を払っている所です。今後に置かましても、これまで通りあるいはそれ以上に環境整備に心掛けて参りたいというふうに考えております。

以上です。

〔「同意書については。管理者，同意書。議長，同意書
についてお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者，今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 同意書については，先程事務局長が申し上げた通りでありまして，地域の環境保全に対して十分に配慮してくということで，必要なものであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 7番，高野要君。

○7番（高野要君） ご答弁ありがとうございます。今ね，答弁いただきましてね，よく聞いてくださいよ話しを。私は当時ね，この環境整備については2,700万のね，この地域のこの中に含まれているかっちゅうことを聞いたんですよ。で局長が阿部助役の所へ，前ね，行って欲しかったらしいです。それでそこまでやって聞いてくれた。そしたらそれは含まれておりません。事務局長，あんたこっち見て聞いてください。あの脇の道路とかあれは住友，ここやったでしょ。住友がやったんですよ，あれきつと。工事の一環で。そんなもの環境整備に入ってませんよ。あれ阿部助役が言ったのは違うでしょ。お金がないから簡易でやった。その後はあそこを広げます，こういうことだったんです。それとかもろもろあるでしょ。臭気についてもそうだけでも，機械で調べたら大丈夫だと。イチゴ農家もあればみんなあるんですよ。夜止めればねえ，今度は反対側がおうんですよ。風向きが変わるから。それは別です。それはそれでいいんです，環境はね。これは2,700万，まあ他の地区もありますけども。その中に環境整備っちゅうのが含まれてるか含まれてないかですよ。2,700万というお金は，ここに島田市長さんおられますけど，管理者，自由に使ってくださいちゅうお金だったじゃないですか。こんなもの含まれておりませんよ。今泉市長，私はそれに含まれていたか含まれてないかを聞いてるんですよ。環境整備に努めてきたなんてのは当たり前のことですよ。迷惑施設に環境整備に努めなかったらどうすんですか。私が聞いてることに答えてくださいよ。私が聞いてるのは，迷惑料としてもらったお金の，周囲に対する環境整備，これ後から話した話ですから，含まれてないのか含まれているのか。それが含まれているとしたら，皆さんに迷惑料払ったときに，覚書かなんかに残ってるわけでしょう。そんなものいくら調べてもありませんよ。ですからこれが入ってるのか入ってないか。においを機械で調べました，そんなことどうでもいいんですよ，質問してませんから。このお金が，お金いくらだか分かりませんが，皆さんにお支払いしたやつの中に入っているか入ってないかの問題なんです。今泉市長は入ってると言っている。各管理者に聞いてみてくださいよ。質問2回までしか出来ませんから。聞いて終わりでしょうけど。こんなもの入ってないんですよ。前局長がね，今ありますよ，資料として残してきたつってますよ。私は資料として残してきましたからあります。阿部助役からね，前，前々だか分かんないですけど，そういった資料は，私は記録とし

て残してきましたと言ってます。時間大丈夫でしょ。だから答弁は結構ですけど、質問に答えてください。においとか何とか私聞いてないですから今日は。だからこれが入ってるのか入ってなかったのか、はっきりとお答えいただければと思います。調べに行かねば分かんないんだったら調べてください。

それとですね、私がですね、このちょっと鼻声でごめんなさいね。地元の同意について地元の人も来てますけども、何で質問したか、これを作る時に地元で泣き泣き来たんじゃないですか。判子1つ欲しくて。職員が毎日のように。こんなものいらないですよ。もうここ何年になるか分かります。この地域は50年ですよ。半世紀もこんなことやってんですよ。だから誰もね、いらないんです。しかしながら、どうしてももう木村市長からこしかねえんだと。何とかお願いするっちゅうことで皆さんが協力したわけじゃないですか。ただ判子ももらったけど、上手くやったじゃなくて、その判子のおかげで先程も申しましたが、大きな補助も得られてるわけじゃないですか。職員が来て言っていましたよ。その時の区長が私ですから。この同意書がなければ補助金は得られないんです。いくら補助ももらったんですか。この地域の判子1つですよ。そういったことを各管理者にご理解いただきたい。今こうしてこれが稼働して、皆さんが不便なく生きているのは、この地域の、小さな判子ですけども、そのおかげで大きな出費を出さなくて済んだんじゃないですか。私は何でもそうですけど、原発でも何でもそうでしょうけど、その地域にねきちっと、何も金をやれとか何かじゃないんですよ。弾圧をかけたり、皆さんがなんでこんなにいじめんだろうねって言うてるけど、そういう行為を、考えを持たれないような行政でなくてはならないんですよ。ね、管理者の皆さん。そうでしょう。自分たちだけがいければいいんじゃないんです。

そんで今泉市長は言いましたよね。この草刈り、今業者さんやってますけども、時代の流れ、時の流れによって色々変わってくると。私が最後に言いたいことは、そんなに時の流れとかそういう形の中で、自由奔放にものが出来るのであれば、この同意書も、これ同意を押し時ね、皆さんはね、やっぱり30、35年の説明を受けてますよ。それでもいいですよと言って同意したわけですよ。皆さんのことを思って。草刈りの10年やそこ15年でね、それが時の流れであればもう皆さんとの約束50年ですよ。今泉市長、途中で破棄出来るんだったら、こういうことも途中でやめればいいんじゃないですか。

昔はね、この下私も田んぼ作ってますけど、ほんとに3m位の道路でね、もうほんとの僻地。出し山地区っちゅうところがそういうその、結構僻地の部分にあったので、まあ昔はそこへ作ったんだと思いますよ。しかしながら、今どうですか。2車線の道路が走り、歩道があり、もう50戸連たん取ればもうどんどん家が建つんですよ。環境が今もう変わったんです。昔の、誰も来ないようなところへ作ったし尿処理場が、もう今は立派なねえ、宅地になってくるんですよ。家も建つんです。そうなった時に、15年、13年で見直しが出来るといふのであれば今泉市長、もうここもね住民を考えたら見直すべきじゃないですか。議員の皆さんにも言います

けど、もう見直してやってくださいよ。もう50年で十分でしょう。ですから皆さんに自分の地元に持っていき、それでねやるのであれば何を言ってもいい。だけど自分の地元に持っていくのは嫌だ。

今泉市長、もう50年です。どうですか、そろそろ。あと1年、2年とは皆さん言わないと思うんですけど、もう次は絶対ねえ恐らくみんな反対しますよ。今泉さんね、これ木村さんはね、何かあった時にはまた上へ作ろうという計画でね、上へ公園作ったんですよ。地元開放したわけじゃないんですよこの公園。プラントもだんだん小さくなっていく、そういった中で高野さんよと、今度は下が何かあった時には上へ出来るよね。そんなことで木村さんは上へ残したんです。だけど上へなんか出来ないですよもう。住民反対します。それはね、これからの人たちにね、残した今泉市長の遺恨ですよ。本来はそういうふう出来るものを、地元との話し合いが出来ない、そういうことなんですよ。

ですから今泉市長ね、その時の流れで物事を変えたり、そういったことが自由に出来るのであれば、地元の人に今泉さんの力で、管理者の力でね、もうあと5年、6年でここを開放してあげてください。草刈りも出来るんだから炉の移転も出来るでしょう。私はね、今係争中がありますから、お金の問題とか草刈りの問題には触れられないんで。原点である地元の同意のついての話をしたんです。今泉市長と管理者の方ね、お二方来てますんで、この今私が述べたこと、同意書についてね、地元の同意について一言でも結構ですから見解を示し願いたい。

以上で終わります。

○議長（関口忠男君） 事務局長、遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） 私から環境整備費とということについてお答えをさせていただきます。

〔「遠藤さん結構です」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 平成29年。

〔「事務局長」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 第1回定例会におきまして。

〔「あなたに聞いていることないんだから」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 当時の局長が。

○議長（関口忠男君） 静かに、静粛に願います。

○事務局長（遠藤正志君） 環境整備費として、3地区に総額4270万円を交付したとの答弁を行っております。また、平成16年2月11日には、汚泥再生処理センター整備事業に伴う助成に関する覚書きといたしまして、環境整備費として一括交付するという文書を取り交わしてございます。以上でございます。

〔「それが何なんすか」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） また。

〔「それ何なの」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 同意書につきましてですが、確かに議員ご指摘の通り、社会情勢など非常に目まぐるしく変化をいたしまして。

〔「あんたじゃないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 社会が多様化してございます。

〔「あんたに見解聞いてないよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 今後も、私ども組合といたしましては、地元配慮をした環境整備により一層取り組んでまいりたいと考えている所でございます。

以上でございます。

○7番（高野要君） 議長、管理者にお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 高野議員のご質問にお答え申し上げます。平成29年ですけれども、これは2月の議会の中で、当時の事務局長がこんなふうに答えております。「ご質問の建設時の約束については、汚泥再生処理センター整備事業に伴う助成として考えております。これは、柏山浄化プラント対策委員会が提出した要望書に基づき、当該事業が存続する期間の環境整備費として、3つの地域に一括交付したものです。」というふうな事実を述べているところであります。

以上です。

〔「こんなの事実じゃないでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 同意書の方は。管理者、同意書の方は。同じですか。

○管理者（今泉文彦君） 文書は今の。

〔「今の文書じゃないでしょうよ。議長、同意書じゃないよ

今のは。こっちのひとつの整備費ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 今のは環境整備費のことじゃないですか。管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 同意書については、先程遠藤局長が述べた通りであります。

以上です。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 質問は。

○7番（高野要君） 議長。あと管理者2名にもお願いしてあったんですけど。今質問で述べたんですが。

○議長（関口忠男君） 副管理者、島田君。

○副管理者（島田穰一君） ご苦勞様でございます。先程ね、高野議員さんの方から質問がご

ございました。それぞれ事務局長，そして管理者の方から答弁いただいたわけでありますが，私の方でも，地元からのご協力があるこの施設でございますので，十分真摯に受け止めて対応して参りたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。

○議長（関口忠男君） 副管理者，坪井君。

○副管理者（坪井透君） まずもってですね，地元の皆様のご協力に対しまして心から御礼申し上げます。内容につきましては先程管理者，事務局の答弁の通りであります。

〔「間違いないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので，これをもって一般質問を終結いたします。

次に，議案に対する質疑を行います。なお，今期定例会において，議案に対する質疑の通告はございませんでした。よって，以上で，議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので，以上で討論を終結いたします。

これより，採決に入ります。

初めに，議案第1号・平成31年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案は，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

次に，議案第2号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

次に，議案第3号・湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

日程第7 平成31年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

○議長（関口忠男君） 次に，日程第7，平成31年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査を議題といたします。

お諮りいたします。本件を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、本件は実施することに決しました。

さらにお諮りいたします。実施の時期、場所等につきましては、議長において決定させていただきます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日時、場所等が決定次第通知いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時45分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、本案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、日程を追加することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時47分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 閉会中継続調査の申し出について

○議長（関口忠男君） 追加日程第1、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から、会議規則第67条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（関口忠男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、

これをもって、平成31年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でございました。

午後 3 時 48 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 大和田 寛 樹

署名議員 石 橋 保 卓